

議題2. <オンライン申請システム利用による申請の方が長期の審査期間の期間を要する問題改善>

別紙参考資料①

【事例】

- ・ 同じ会社、同じ特定技能分野の申請で、同じ特定技能分野からの転籍申請を、同じ入管局にて、同時期にオンライン申請と紙申請にて行う
⇒ オンライン申請：3カ月以上かかっている
⇒ 紙申請：2週間目に入ったところで許可が出る
- ・ 技術人文知識国際業務の在留資格者の更新申請を2ヵ月前にオンライン申請で行ったところ、紙申請では通常、審査期間が1か月のところ、3ヶ月かかり特例期間に入ってしまったところで許可が出た
- ・ 許可後にその担当官に期間を要した理由を聞くとオンライン申請だからと言われた

【想定される要因】

- ・ 紙での申請では本来1グループで審査されるような案件が、オンラインでは同時に審査されず許可に時間がかかる。
- ・ 相変わらず現場ではオンライン申請を紙でプリントアウトして運用されている
- ・ 発番が関係しているが想定でき、紙での申請では同じ企業と同案件の同時申請の場合はグループでまとめて担当が審査をするが、オンラインの場合はばらけて審査される（例：技能実習⇒特定技能への移行を同時に複数名や、家族滞在を同じ1家族であるのにも関わらず審査官が異なる）

【備考】

- ・ ベトナム人のコミュニティーでは、「オンライン申請されると遅くなるから、紙で申請をしてくれる行政書士に依頼したほうがよい」という話題が交わされている
- ・ 行政書士間では遠方や期間に余裕があるものはオンライン申請も利用するが、それ以外は紙申請した方がよいというのが通例になっている